

京都市上下水道局職員旅費支給規程の全部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第21号

京都市上下水道局職員旅費支給規程の全部を改正する規程

京都市上下水道局職員旅費支給規程の全部を次のように改正する。

京都市上下水道局職員旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、上下水道局に勤務する企業職員（以下「職員」という。）の公務等のための旅行に対し支給する旅費の種目、額、支給方法等を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びそれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他管理者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 異動を命じられた職員のうち別に定めるものがその異動に伴って旧勤務場所から新勤務場所に旅行し、又は新たに採用された職員のうち別に定めるものがその採用に伴って住所若しくは居所から勤務場所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 特別職の職員 京都市特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員をいう。
- (7) 一般職の職員 特別職の職員以外の職員をいう。

(8) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(9) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が、出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(5) 職員が、出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号若しくは第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 次に掲げる場合は、第25条の規定による額を旅費として支給することができる。

(1) 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、第23条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項から同条第5項まで及び第24条並びに第25条第1項第3号において同じ。）を受け、又は死亡した場合

(2) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき

(3) 第1項並びに第2項第1号及び第4号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第15条、第17条第1項及び第20条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（以下この項において「職員等」という。）が、次に掲げる事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、第26条に規定する金額を旅費として支給することができる。

(1) 旅行中の天災又は交通事故その他の職員等の責めに帰することができない事情

(2) 前項第3号の旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

(旅費の種目)

第4条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、国家公務員等の旅費に関する法律の規定による旅費との均衡を考慮して別に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により当該経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(滞在地からの直接旅行)

第6条 勤務地又は出張地（職員が旅行した先の土地をいう。以下同じ。）以外の地に滞在する職員が、その滞在地から直接目的地まで旅行する場合において、滞在地から目的地に至る旅費額が、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(旅費の区分計算)

第7条 旅行中における年度の経過等のため、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するもの及び外国におけるこれらに相当するものを含む。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(一般職の職員にあっては、別に定める者に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級(特別職の職員が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶(海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するもの及び外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(一般職の職員にあっては、別に定める者に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(特別職の職員が移動する場合には、最上級)、外

国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するもの及び外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級（外国旅行の場合であって、特別職の職員が移動するときには、最上級（等級が3以上に区分された航空機により特別職の職員が移動するときには、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

- (1) 特別職の職員 国家公務員等の旅費支給規程（以下「省令」という。）別表第2 1 区分の欄に掲げる旅行先の区分に応じ、同表1に規定する指定職職員等について定める額（外国旅行の場合にあつては、同表2 区分の欄に掲げる旅行先の区分に応じ、同表2に規定する指定職職員等について定める額）
- (2) 一般職の職員 省令別表2 1 区分の欄に掲げる旅行先の区分に応じ、同表1に規定する職務の級が10級以下の者について定める額（外国旅行の場合にあつては、同表2 区分の欄に掲げる旅行先の区分に応じ、同表2に規定する職務の級が10級以下の者について定める額）

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係るこの規程の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき、2,400円（外国旅行の場合にあつては、旅行先の区分に応じ、省令別表第3 2に定める額）とする。

- 2 宿泊手当の額は、この規程の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額に3分の2を乗じて得た額
 - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額に3分の1を乗じて得た額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3に定める宿泊手当の額とする。ただし、この規程の規定により支給される交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれに相当するものを含む。）に

食費に相当するものが含まれる場合には、当該額に3分の1を乗じて得た額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前各項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、省令第15条で定める方法に準じて算定される額とする。

（着後滞在費）

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行において5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第17条 家族移転費（内国旅行の場合に限る。）は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命じられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 前号の規定に準じて算定した額

2 管理者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号の期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして別に定める費用の額とする。

（死亡手当）

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に

限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて別に定めるものとする。

2 前項(第3条第2項第1号に規定する場合に限る。)の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 管理者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて別に定めるものとする。

(旅費額の調整)

第22条 この規程の規定による旅費が、当該旅行の性質その他特別の事情により、明らかに実費より不足し、又は超過すると管理者が認める場合においては、旅費の全部又は一部を増額又は減額して支給することができる。

(旅行命令)

第23条 第1条に規定する旅行は、管理者の発する旅行命令により行わなければならない。

2 管理者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 管理者は、既に発した旅行命令を変更する必要があると認める場合は、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 管理者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、別に定める旅行命令申請に当該旅行に関する事項を記載するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、管理者は、旅行命令申請に旅行に関する事項を記録する時間的余裕がないときは、その記録をすることなく、旅行命令を発し、又はその変更をす

ることができる。この場合において、管理者は、できるだけ速やかに、旅行命令申請に当該旅行に関する事項を記録しなければならない。

(旅行命令の変更の申請等)

第24条 旅行者は、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下この条において同じ。）による旅行ができないときは、あらかじめ管理者に旅行命令の変更を申請しなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請を事前に行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、帰庁後速やかに管理者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をしなかったとき又は申請に基づく変更が認められなかったときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅行命令の変更等の場合における旅費)

第25条 第3条第4項に規定する場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその職員の損失となる金額又は支出を要する金額で次に掲げる額を旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）にあつては、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第5条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続を取ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続を取ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費にあつては、当該各種目について第5条、第12条、第13条及び第15条から第18条までの規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続を取ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続を取ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令の変更に伴い支給する必要があるものとして管理者が認めた額

(旅費喪失の場合における旅費)

第26条 第3条第5項に規定する場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、次に掲げる金額を旅費として支給することができる。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの規程の規定により支給することができる金額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に掲げる金額から喪失を免れた旅費額を差し引いた金額

(旅費の請求及び精算)

第27条 旅費の請求及び概算払を受けた職員の精算は、京都市上下水道局会計規程に定める様式又は別に定める様式により行うものとする。

- 2 前項の精算は、旅行終了後5日以内に行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅費に過不足がないときは、旅行者は精算しないことができる。この場合においては、旅行者は過不足なく精算したものとみなす。

(市内出張の旅費の支給)

第28条 本市の区域内（区域外であっても局の施設及びこれに準じる箇所を含む。）に勤務する職員が当該区域内に出張をする場合の旅費は、その計算期間を月の1日から末日までとし、翌月の21日（当該期日が、日曜日若しくは土曜日又は国民の休日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）に支給する。

(旅費の支給額上限)

第29条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、これらの規定及び第5条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第5条、第12条、第13条及び第15条から第18条までの規定により

計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(補則)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程は、廃止する。

(適用区分)

3 この規程による改正後の京都市上下水道局職員旅費支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 前項の規定にかかわらず、施行日までに赴任を命じられた者の旅行については、改正後の規程の規定は、適用せず、なお従前の例による。

(関係規程の一部改正)

5 京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(旅費)

第18条 会計年度任用職員の旅費は、京都市上下水道局職員旅費支給規程第2条第7号に規定する一般職の職員の例により支給する。ただし、別に定める者の旅費は、別に定める。

(関係規程の一部改正に伴う適用区分)

6 前項の規定による改正後の京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部職員課)